

障害者や高齢者など誰もが快適に観光できる東京へ！

令和6年度 アクセシブル・ツーリズム 推進セミナーのご案内

参加費
無料

誰にでも優しく、どこへでも行ける東京を目指して

東京都では障害者や高齢者等が安心かつ快適に都内観光ができる環境づくりを目指して、観光関連事業者の皆様を対象にセミナーを開催いたします。

人々が共に支え合う共生社会の実現に向けて、令和6年4月に施行された「改正障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」により、全民間事業者において「合理的配慮の提供」が義務化されました。本セミナーでは都内観光案内に役立つ基本的な手話（挨拶や緊急時の誘導など）や障害属性（車いすユーザー、視覚障害者、聴覚障害者）に合わせたサポート方法を野外の施設や館内を使用してフィールドワーク形式で学びます。

参加費は無料ですので、この機会にぜひご参加ください。



出典：内閣府ホームページリーフレット

セミナー概要

日時・会場

令和6年12月6日(金) 13:00～16:00
(新宿会場：新宿御苑／新宿100人会議室FOREST)

令和6年12月9日(月) 13:00～16:00
(立川会場：国営昭和記念公園／花みどり文化センター 研修室)

対象

都内観光関連事業者

定員

20名程度

プログラム

裏面参照（新宿会場・立川会場共通）

セミナーの申込方法

●ウェブサイトからのお申込み

下記URLまたは右の二次元バーコードを読み取っていただきますと申込画面に遷移します。
パソコン、スマートフォンからログイン可能です。
<https://forms.gle/BteS3eyi6moaSDrh6>



●電話でのお申込み

TEL：03-5539-5248（平日10:00～17:00）

申込締切

令和6年12月4日(水) ※申込みが定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。

新宿会場 当日集合場所

「新宿100人会議室FOREST」へ直接13時までにお越しください。
東京メトロ「丸の内線 新宿御苑駅」から徒歩1分
新宿区新宿1-2-9 JF新宿御苑ビル6階
<https://kaigisitu.com/>

立川会場 当日集合場所

「国営昭和記念公園あけぼの口 ゲート前」に12時50分にお集まりください。
(当日入園券をお渡ししますので個人でのご購入は不要です。)
中央線「立川駅 北口」より徒歩10分
<https://www.showakinen-koen.jp/access/>

●メールでのお申込み

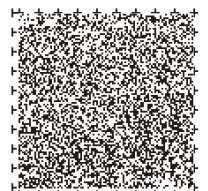
団体名、所属部署名、お名前、電話番号、E-mail、
参加希望日（新宿会場又は立川会場）をご記入いただきお送りください。
info@accessibletourism.jp

問い合わせ先

東京都アクセシブル・ツーリズム推進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL：03-5539-5248 FAX：03-5539-5250

E-mail：info@accessibletourism.jp 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休



セミナー講師

※講師は変更になる場合があります。予めご承知おきください。

篠原博美氏、末武洋一氏

特定非営利活動法人 車いす社会を考える会
<https://kurumaisu.tokyo/>

植松隼人氏

前デフサッカー男子日本代表監督（2017-2023）
 品川区公式デフリンピックサポーター
 サインフットボールしながわスクール代表兼コーチ
<https://www.tokyooforward2025.metro.tokyo.lg.jp/entertainer/uematsu-hayato/>

藤田由紀枝氏

特定非営利活動法人 ユニバーサルツーリズム総合研究所 特任研究員
<https://utsouken.org/>

久保田真由美氏

日本視覚障害者ライフデザイン協会 代表
<https://japan-blind-lifedesign.org/>

室井孝王氏

日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワーク会員組織
 特定非営利活動法人 高齢者・障がい者の旅をサポートする会
 副理事長
https://www.tabisupport.org/2_staff.html

セミナープログラム

（新宿会場・立川会場 共通）

※各プログラムは予告なく変更となる場合があります。

※当日雨天の場合、屋内での実技講習となります。あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

プログラム	内 容
1. 障害当事者の生の声から必要な合理的配慮を考える （座学45分）	観光シーンにおいて障害者が求める合理的配慮と提供の方法 ・車いすユーザーの場合 ・視覚障害者の場合 ・聴覚障害者の場合
2. 障害属性に合わせたサポート方法を学び合理的配慮の提供に活かす （実技135分）	観光シーンに役立つ手話を学ぶ（45分） ・挨拶の手話 ・観光ガイディング中の手話 ・緊急避難の際の手話 ・コミュニケーションに便利な機器、アプリ 当事者アドバイスによる観光シーンで役立つサポート体験（90分） ・車いすユーザーの指導による車いすサポート法 ・車いす操作説明 ・段差乗り越え、悪路走行等 ・視覚障害者の指導によるサポート方法 ・手引き誘導の方法 ・視覚障害者への観光ガイディング

改正障害者差別解消法について

日本では、障害のある人もない人も、互いにその人を認め合いながら共に生きる社会「共生社会」を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。

障害者差別解消法では、行政機関及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を定めています。

合理的配慮の提供とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられた時に、負担のない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。この合理的配慮の提供は、これまで行政機関は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6年4月1日から全事業者も義務化されることとなります。

※東京都では、東京都障害者差別解消条例を定め、平成30年10月1日に施行、事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化しています。（正式名称：東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）